

# 社会協同組合を通じた障害者雇用策 ～イタリアの事例を通じて～

○堀田 正基（特定非営利活動法人社会的就労支援センター 京都フラワー 理事長）

## 1 イタリアの社会的協同組合とは

1980年代に、社会的に不利な立場の人達等の労働統合をミッションとする組織の活動が見受けられた（Borzaga and Loss 2002a:6）。数年の自由な展開の後に、これらの組織は、1991年に法律381号（社会的協同組合に関する法律）によって協同組合として認知されるようになった（Borzaga and Loss 2002b:6）。不利な立場の人々に対して労働統合の機会を提供している社会的協同組合はB型社会的協同組合と称することとなった（Borzaga and Loss 2002c:6）。B型社会的協同組合は、身体的な、または精神的に障害を持つ人々、麻薬常用者、アルコール中毒、家庭に問題を抱える未成年者、そして保護観察中の元服役囚に対する支援を行う（Borzaga and Loss 2002d:6）。行政が認める生活に困難を抱える人々の証明は、期間を示して一時的なものである。B型社会的協同組合に従事している全労働力の少なくとも30%は社会的に排除された人達、障害のある人達でなければならない（Borzaga and Loss 2002e:6）。中小企業等は、社会的協同組合に対して、社会的包摂プログラムを支援する組織体ではなく、労働政策ツールと捉えた（Borzaga and Loss 2002f:7）。

## 2 イタリアの障害者雇用促進法のミスマッチ

1968年施行の482/62号法は、従業員数35人以上の中小企業と公共機関に対して全従業員に対して15%の割合で障害者雇用を実施する割当雇用制度を施行した（Borzaga and Loss 2002g:6）。しかし、中小企業にとっては、継続雇用に関するコスト、受け入れに対する不安で十分な進捗は図れなかった。1980年代に、社会的に不利な立場の人達等の労働統合をミッションとする組織の活動が見受けられた。これが、後のB型社会的協同組合となり、企業とB型社会的協同組合の連携が始まった。B型社会的協同組合と連携することで企業側も障害のある従業員の職場定着が可能となり、B型社会的協同組合も仕事の受注と仕事場を確保しなければならなかった。482/62号法施行による障害者雇用のミスマッチが、中小企業側とB型社会的協同組合とを結びつけた。ミスマッチについては、連携が大きなキーワードになる。幸いイタリア企業の大半が中小企業である。大企業の工場に連携を依頼しても本社に決裁が任され、3か月も待って、「断られる」ことがある。中小のファミリー企業なら決断も早く、申し込み、企業側がメリットを得られるのなら「明日からでも」という返事がもらえる。おそ

らくこのような形式で中小企業側とB型社会的協同組合の連携が進んだものと考えられる。

## 3 1991年に法律381号によって協同組合は（社会的協同組合に関する法律）法人化となる

1991年に法律381号によって協同組合（社会的協同組合に関する法律）は法人化が認められた。また、全労働力の少なくとも30%は社会的に排除された人達、障害のある人達でなければならない。更に「381号第9条 州の法規には、州は、さらに社会的協同組合の振興、支援および開発のための規程を布告する。州が採用する支援措置から発生する負担は、州の通常財源によって賄うものとする」とあるように、B型社会的協同組合は、中小企業との連携による収入以外に、助成金収入も得ることができた。

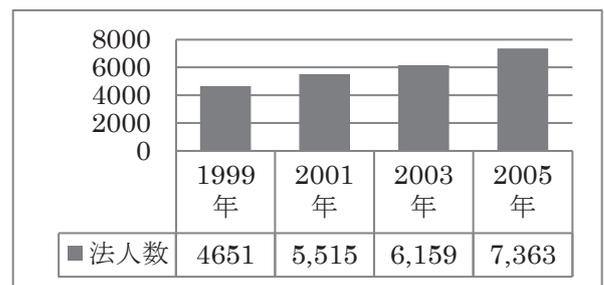


図1 法人数の推移出所:ISTAT(2001) ISTAT(2007)

これにより、B型社会的協同組合は運営的に余裕が生じたと予測できる。2005年までに7,363のB型社会的協同組合が設立され拡大を遂げたことも理解できる。

## 4 1999年の改正482/68号法は、全従業員が50人以上の企業に対して15%から7%まで障害者の割当制度を引き下げたことと制度の大幅な改革

1999年の改正482/68号法によると、義務的採用のための中小の事業所には、職業訓練、名簿の作成、義務的採用の免除や相殺に関する許可、協定の締結および対象となる採用者の定義も含まれている（独立行政法人労働政策研究・研修機構 2012:a）。使用者については、障害者を社会的協同組合に臨時的に組み込むとの内容の協定を締結しようと定めている。こうした協定を結んだ使用者には、一定の労働委託を協同組合にゆだねる義務が生ずる（独立行政法人労働政策研究・研修機構 2012:b）。これにより、B型社会的協同組合と中小企業の連携は、法

的に認められ、仕事を中小企業から得やすい状況は整い、障害者をB型社会的協同組合に臨時的に組み込み訓練することで、中小企業の割当雇用制度にも寄与することとなる。

12) Borzaga.C. and M. Loss (2002i)“WORK INTEGRATION SOCIAL ENTERPRISES IN ITALY, EMES Working Papers,, 7.

## 5 中小企業の発展

1992～2002年におけるイタリアの成長率は、OECD諸国のうち、最も低い部類に属していたが、中小企業による「工業集積地区」の発展が「メイド・イン・イタリー」ブランドの形成に結実し、その後も発展してきた。中小企業の集積地は、緩やかなネットワークを活用し市場に製品を供給して高い成果をあげている。ネットワーク内で、中小企業とB型社会的協同組合の連携が、実績、評価となり、その結果、改正482/68号法の後押しもあったのであろうが、B型社会的協同組合の拡大を促進させたとは仮定するのである。

結果として、社会的協同組合の目的の観点から中小企業の展開に目を向けると、B型社会的協同組合の取り組みは、一方では、社会的に排除された労働者、障害のある労働者を組織への安定した同化と、他方では、社会的協同組合に対する行政的介入を上手く支援者として取り込み地元中小企業を活用することであった (Borzaga and Loss 2002i:7)。

最後に、イタリアの大多数の企業が中小企業であり、障害のある労働者にうまく接することは難しいのが実情であった。中小企業側もJob coachに相当する支援者が必要であった。しかし、B型社会的協同組合はJob coach等よりも、On the job trainingという手法で職場や法人内での実践的な職業訓練を実施し、今日の隆盛を築いたのであった。

### 【参考文献】

- 1) Borzaga.C. and M. Loss (2002a) “WORK INTEGRATION SOCIAL ENTERPRISES IN ITALY, EMES Working Papers,, 6.
- 2) Borzaga.C. and M. Loss (2002b)“WORK INTEGRATION SOCIAL ENTERPRISES IN ITALY, EMES Working Papers,, 6.
- 3) Borzaga.C. and M. Loss (2002c) “WORK INTEGRATION SOCIAL ENTERPRISES IN ITALY, EMES Working Papers,, 6.
- 4) Borzaga.C. and M. Loss (2002d) “WORK INTEGRATION SOCIAL ENTERPRISES IN ITALY, EMES Working Papers,, 6.
- 5) Borzaga.C. and M. Loss (2002e) “WORK INTEGRATION SOCIAL ENTERPRISES IN ITALY, EMES Working Papers,, 6.
- 6) Borzaga.C. and M. Loss (2002f) “WORK INTEGRATION SOCIAL ENTERPRISES IN ITALY, EMES Working Papers,, 7.
- 7) Borzaga.C. and M. Loss (2002g)“WORK INTEGRATION SOCIAL ENTERPRISES IN ITALY, EMES Working Papers,, 6.
- 8) ISTAT(2001) I Distretti Industriali 8° Censimento generale dell'industria e dei servizi, 4.
- 9) ISTAT(2007)「Le Cooperative social in Italia Anno 2005 – Statistiche inBereve」, Istituto Nazionale di statistica.
- 10) 独立行政法人労働政策研究・研修機構 2012:a, Social Enterprise London : Lessons for the UK 2013:25
- 11) 独立行政法人労働政策研究・研修機構 2012:b Social Enterprise London: Lessons for the UK 2013:25